羽保高第 3125号 平成24年12月28日

指定居宅介護(介護予防)支援事業者 指定(介護予防)短期入所生活(療養)介護事業者 代表者 様

> 羽曳野市保健福祉部保険健康室 高年介護課長

月を通して1日も居宅に帰宅することなく短期入所生活介護を利用している場合の福祉用 具貸与費の取扱いについて(通知)

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、本市においては下記のとおり取り扱うよう整理しましたので通知いたします。なお、本取扱いについては平成25年2月1日以降において、厳格に運用しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。また、当該取扱いについて貴事業所所属職員への周知も併せてお願いいたします。

記

短期入所生活介護を受けている場合の福祉用具貸与については、居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する通則事項(平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号。以下「通則」という。)において、「福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けていても算定が可能であること」とされていますが、この規定は短期入所生活介護事業所での利用者の介護に要する福祉用具についての算定について可とするものではなく、利用者が居宅において利用する福祉用具について、当該利用者が短期入所生活介護事業所に入退所するたびに、居宅で利用している福祉用具をその都度、貸し出し、返却させることが不合理であることから、利用者が居宅で利用しない場合においても入所期間中の福祉用具貸与費の算定を可とするものと考えられています。

そもそも短期入所生活介護費には、利用者の介護のために必要な福祉用具の費用が含まれていることから、施設での利用者の介護のために必要な福祉用具は施設が用意すべきものであり、同時に、利用者が月を通して居宅に1日も帰宅しない場合、その居宅における福祉用具の利用は想定されません。

したがって、今後は月を通して一度も居宅に帰宅せず、短期入所生活介護事業所に入所

し続ける利用者(自費を含む。)の介護に要する福祉用具のための費用は当該短期入所生活 介護事業所が負担すべきものとして、居宅サービスである福祉用具貸与費を算定すること はできないものとします。

なお、(介護予防)短期入所生活介護事業所及び(介護予防)短期入所療養介護事業所に おける(介護予防)福祉用具貸与費の算定についても上記と同様に取り扱うものとします。

また、本取扱いに問題が生じないよう、(介護予防)短期入所生活(療養)介護事業所におかれては、利用者の介護に必要な福祉用具を充分にご準備いただくよう併せてお願いいたします。

以上

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課 事業者支援担当 鎌田

072-958-1111 内線1351

Fax 072-950-2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp